

## 答 申

### 1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和3年10月21日付け福警人安第2107号、福警通指第1006号及び福警地第635号で行った個人情報部分示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

#### (1) 開示請求の内容

審査請求人が行った個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）の内容は、「令和2年5月29日措置入院の〇〇警察署が作成した保護カード、保護通知書、第23条警察の通知書類及び添付書類等のすべて」である。

#### (2) 本件請求に対する開示決定状況

実施機関は、本件請求に対して福岡県〇〇警察署管理に係る以下の個人情報を特定し、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、別表の「不開示とした情報」欄に記載された個人情報について、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）、第4号（行政運営情報）及び第6号（警察職員情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示する本件決定を行った。

ア 保護カード並びに保護点検票及び外傷等見取り図（以下「本件公文書1」という。）

イ 福岡県知事（北筑後保健福祉環境事務所）宛て精神障がいのある人アルコール慢性中毒者等の保護通知書の控え（以下「本件公文書2」という。）

ウ 簡易裁判所裁判官宛て保護通知書の控え（以下「本件公文書3」という。）

エ 事案処理結果票（以下「本件公文書4」という。）

オ 〇〇交番サービス日誌（以下「本件公文書5」という。）

#### (3) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る個人情報は、別表の「不開示とした情報」欄に記載された個人情報のうち、以下の部分に記載された審査請求人の個人情報である。

ア 本件公文書1のうち、「保護点検票」中の「目撃者参考人」欄の情報（以下「本件個人情報1」という。）

イ 本件公文書2のうち、「参考事項」欄の情報（以下「本件個人情報2」という。）

ウ 本件公文書4のうち、「発生場所」欄の一部、「分類」欄、「性別」欄、「氏名」欄、「通報場所」欄、「入電番号」欄、「詳細」欄の上部及び「結果」欄の一

部（以下「本件個人情報3」という。）

エ 本件公文書4のうち、「詳細」欄の下部（以下「本件個人情報4」という。）

オ 本件公文書5のうち、「受理区分」欄、「関係者1」欄及び「事案概要」欄（以下「本件個人情報5」という。）

### 3 審査請求の趣旨及び経過

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件個人情報1から本件個人情報5までの開示を求めるものである。

#### (2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和3年9月29日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和3年10月21日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和3年11月4日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和4年5月12日付けで、当審議会に諮問した。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

本件個人情報を開示したとしても職員、医者等の生活、業務に何ら支障を及ぼすことは全く考えられない。自己の個人情報であるのに、本人が知り得ないのは全く納得いかない。

開示しない理由は、条例の不当な拡大解釈であり、開示しないことにより被る審査請求人の利益損失が数倍勝っている。

### 5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

#### (1) 条例第14条第1項第1号該当性

##### ア 本件個人情報1について

本件個人情報1は、審査請求人に関する保護事件に係る目撃者あるいは参考人に関する情報であり、当該人物の住所、氏名及び連絡先が記録されている。

当該部分は、審査請求人以外の第三者に関する情報であることは明らかであり、特に被保護者が精神錯乱者や泥酔者の場合、開示することにより、当該人物が特定

され、被保護者その他関係者から逆恨みによる抗議、報復など、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあることから、本号に該当するとして不開示とした。

#### イ 本件個人情報3について

本件個人情報3が記載された本件公文書4は、当該もめごと事案に係る通報について作成された事案処理結果票であり、通報は審査請求人以外の第三者によるものである。

本件個人情報3は、「発生場所」欄及び「結果」欄に記録された審査請求人以外の第三者に関する情報並びに「通報者情報」欄及び「詳細」欄上部に記録された通報者や通報内容に関する情報で、いずれも審査請求人以外の第三者の個人情報であることは明らかである。

警察活動においては、本件もめごと事案のように関係者、目撃者等の一般人からの届出が事実認知の端緒となる場合が多く、これにより、迅速かつ適切な警察活動の遂行がなし得るものであるが、一方で、警察事象であるが故に、届出の状況や届出の内容、関係者の人定事項が明らかとなると関係者が特定され、逆恨みによる抗議、報復など、関係者の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当するとして不開示とした。

#### ウ 本件個人情報5について

本件個人情報5は、主に事案関係者、目撃者等からの通報内容や警察署、交番等に来所した者からの届出内容等を記録するところであり、本件公文書5においては、審査請求人以外の第三者からの届出の内容が記録されている。

届出の内容については、イと同様に、開示することにより警察に届出した者が特定され、逆恨みによる抗議、報復など、届出者の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当するとして不開示とした。

### (2) 条例第14条第1項第4号該当性

#### ア 本件個人情報2について

本件個人情報2は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第23条に基づき福岡県知事へ通報した際に作成された保護通知書の「参考事項」欄であり、本件保護においては、審査請求人の保護の状況や通報の必要性を補足する情報が記録されている。

当該情報は、実施機関が各種警察活動を通じて把握した情報であり、開示することにより、情報の入手経緯や福岡県知事への通報の必要性の判断基準などが明らかとなり、関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれたり、通報の前提となる事実の把握が困難となるなど、今後の適正な保護業務の遂行に支障を来すおそれがあることから、本号に該当するとして不開示とした。

#### イ 本件個人情報4について

本件個人情報4は、「詳細」欄下部の不開示部分であり、管轄所属等や従事する警察官が迅速かつ的確な事案対応を図るために、通信指令室が通報内容を補足する目的で現場の状況や通話の状況に関する情報を入力したものである。

これらの情報は、通信指令システムの性能に関わる内容や通報によって把握した事案関係者に関する内容であり、開示することにより、通信指令室が当該情報に係る指令を躊躇するなど、110番通報その他の緊急通報（以下「110番通報等」という。）の迅速かつ的確な処理を行う通信指令業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当するとして不開示とした。

なお、当該情報の一部には、審査請求人以外の第三者の個人情報が含まれており、個人情報の適正な取扱いを目的とする個人情報保護業務に支障を及ぼすおそれがあることから本号に該当すると判断した。

## 6 審議会の判断

### (1) 本件個人情報の性格及び内容

#### ア 本件公文書1（本件個人情報1関係）及び本件公文書2（本件個人情報2関係）について

##### (7) 保護業務及び精神錯乱者の保護について

警察は、個人の生命、身体及び財産を保護する責務を負っており、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条第1項では、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して次の各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる理由のある者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。」と規定し、精神錯乱者については、同項第1号において「精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある者」を、保護対象として規定している。

##### (イ) 保護カード

実施機関においては、福岡県警察保護取扱規程（昭和37年福岡県警察本部訓令第10号。以下「保護取扱規程」）第20条において、「保護主任者は、被保護者について、別記様式第4号の保護カードを作成し、事件の内容を明らかにしなければならない。」と規定しており、同様式には、保護の区分、被保護者の人定事項、保護の理由や状況、発見の日時・場所、発見者や発見の端緒、保護から解除に係る日時や取扱者の氏名、保管金品の明細及び被保護者の身柄引渡しに係る記入欄が設けられている。

また、精神錯乱者等の保護取扱時には保護カードの作成に加え、被保護者の健

康状態や負傷状況等を明らかにするため、身体の見取り図や各警察署で規定する保護取扱規程施行細則に定める保護点検票を作成し、添付することとしている。

**(ウ) 精神保健福祉法第23条に基づく通報について**

精神保健福祉法第23条において、「警察官は、職務を遂行するに当たり異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」と規定しており、実施機関においては、保護取扱規程第19条に定める様式により、保健所長へ通報を行うこととしている。

**(イ) 本件公文書1及び本件公文書2の内容**

本件個人情報1が記載された本件公文書1は、令和2年5月29日、審査請求人を保護した際に作成された保護カードであり、審査請求人の健康状態や負傷状況等を記録した保護点検票及び外傷等見取り図が添付されている。

本件個人情報2が記載された本件公文書2は、令和2年5月29日、審査請求人について精神保健福祉法第23条に基づき福岡県知事へ通報した際に作成された精神障がいのある人アルコール慢性中毒者等の保護通知書の控えである。

**イ 本件公文書4（本件個人情報3及び本件個人情報4関係）について**

**(7) 事案処理結果票**

福岡県警察本部地域部通信指令課通信指令室あるいは警察署が110番通報等を受理した場合、発生場所を管轄する所属その他の関係所属等（以下「管轄所属等」という。）に対して無線指令を行うほか、福岡県警察通信指令システムにおいて管轄所属等に対して事案情報を送信して指令することとしている。

また、110番通報等の内容や対応の経過及び結果を明らかにしておく必要性から、管轄所属等は送信された事案情報に、従事する警察官への指令時刻や現場への到着時刻などの指令情報、処理結果に係る情報を入力し、書類として保存する必要がある場合は、通信指令システムから出力される事案処理結果票で保存することとしている。

事案処理結果票は、「基本情報」欄、「通報者情報」欄、「指令情報」欄、「現着情報」欄、「詳細」欄及び「結果」欄で構成され、各欄に必要な事項を記録することとしている。

**(イ) 本件公文書4の内容**

本件個人情報3及び本件個人情報4が記載された本件公文書4は、令和2年5月29日に発生した審査請求人と付近住民とのもめごと事案に係る通報について作成された事案処理結果票である。

**ウ 本件公文書5（本件個人情報5関係）について**

## (7) 服務日誌

服務日誌は、福岡県地域警察運営規程（平成元年福岡県警察本部訓令第20号）第48条において、地域警察官が行った活動状況を署長等に報告するため、別に定める「事案概要」において、「所管区名」、「日付」、「事案名」、「受理区分」、「受理時間」、「現着時間」、「処理時間」、「処理者」、「発生日時（発見日時）」、「発生場所（発見場所）」、「関係者」、「事案概要」及び「処置結果」の各欄に必要事項を記録することとしている。

## (4) 本件公文書5の内容

本件個人情報5が記載された本件公文書5は、令和2年5月29日に発生した審査請求人と付近住民とのもめごと事案につき、福岡県〇〇警察署〇〇交番の警察官が現場に赴き、事案処理を行った際に作成された同交番の服務日誌である。

## (2) 条例第14条第1項第1号該当性について

### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示情報とする旨を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいい、判断に当たっては、本人と当該第三者との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人の情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合や何人でも知り得る情報である場合等は、正当な利益を害することにはならない。

### イ 該当性の判断

#### (7) 本件個人情報1について

実施機関は、審査請求人に関する保護事件に係る目撃者あるいは参考人に関する情報を開示することにより、当該人物が特定され、被保護者その他関係者から逆恨みによる抗議、報復など、当該第三者の正当な利益を害するおそれがある旨説明している。

当審議会で確認したところ、本件個人情報1は審査請求人以外の第三者に関する情報であることが認められた。また、実施機関の行う保護業務は、警職法第3条第1項第1号で、「自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれ」がある精神錯乱者又は泥酔者を対象としている。当該事務の性質からも目撃

者あるいは参考人が特定されることで、被保護者その他関係者から逆恨みによる抗議、報復など、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。

#### (イ) 本件個人情報3及び本件個人情報5について

実施機関は、本件もめごと事案が警察事象であることから、届出（通報を含む。以下同じ。）の状況や届出の内容、関係者の人定事項が明らかとなると関係者が特定され、逆恨みによる抗議、報復など、関係者の権利利益を害するおそれがある旨説明している。

当審議会で確認したところ、本件個人情報3及び本件個人情報5は、いずれも審査請求人に関するもめごと事案に係る届出者や届出内容に関する情報であり、審査請求人以外の第三者に関する情報であることが認められた。

また、これらの情報が記載された本件公文書4及び本件公文書5が実施機関の職員が出動したもめごと事案について作成されたものであることに鑑みると、逆恨みによる抗議、報復など、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。

### (3) 条例第14条第1項第4号該当性について

#### ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、県の機関又は国、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であるため、各機関に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

したがって、開示することによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの、又は開示することにより事務若しくは事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り不開示となる。

#### イ 該当性の判断

#### (7) 本件個人情報2について

実施機関は、本件個人情報2を開示することにより、情報の入手経緯や福岡県知事への通報の必要性の判断基準が明らかとなり、関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれたり、通報の前提となる事実の把握が困難となったりするなど、今後の適正な保護業務の遂行に支障を来すおそれがある旨説明している。

当審議会で確認したところ、本件個人情報2は、実施機関の説明するとおり審査請求人の保護の状況や通報の必要性を補足する情報であることが認められる。

通報の必要性等に係る情報が被保護者に開示されることが前提となれば、実施機関の職員が通報の判断に係る率直な意見や判断を記載することを躊躇したり、関係者から任意で情報の提供を受けることが困難になるなど、今後の適正な保護業務の遂行に支障を来すおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。

#### (イ) 本件個人情報4について

実施機関は、本件個人情報4は、通信指令システムの性能に関わる内容や通報によって把握した事案関係者に関する内容であり、開示することにより、110番通報等の迅速かつ的確な処理を行う通信指令業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明している。

当審議会で確認したところ、本件個人情報4は、実施機関の職員が、通報の内容を基に、事案の機微や現場の状況を整理し、事案対応を行う職員へ指令を伝えた内容であり、その中には通信指令システムの性能に関わる内容が含まれていることが認められる。

本件のようなもめごと事案に係る通報は、実施機関による迅速かつ的確な事案対応を図る必要がある。当該記載が開示されることが前提となれば、通信指令システムの全容が明らかになることを懸念して、指令内容を詳述することを躊躇したり、曖昧な指令に終始したりするなど、迅速かつ的確な処理を行う通信指令業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号に該当する。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。



<別表>

個人情報が記載された公文書の名称	不開示とした情報	該当号	対象個人情報
保護カード (本件公文書1)	「発見者」欄、「発見の端緒」欄及び「引継期間責任者氏名」	1号	
	「発見者」欄及び「発見の端緒」欄	4号	
	決裁欄、「保護着手者氏名印」欄、「同行者氏名印」欄、「保管品の明細」欄及び訂正箇所に係る印影	6号	
	保護点検票		
	「目撃者参考人」欄	1号	本件個人情報1
	決裁欄、「保護着手者氏名印」欄、「同行者氏名印」欄、「保管品の明細」欄及び訂正箇所に係る印影	4号	
外傷等見取り図	「作成者」欄	6号	
精神障がいのある人アルコール慢性 中毒者等の保護通知書 (本件公文書2)	「参考事項」欄	4号	本件個人情報2
	決裁欄	6号	
保護通知書 (本件公文書3)	決裁欄	6号	
事案処理結果票 (本件公文書4)	「発生場所」欄、「分類」欄、「性別」欄、「氏名」欄、「通報場所」欄、「入電番号」欄、「詳細」欄上部及び「結果」欄	1号	本件個人情報3
	「詳細」欄下部	4号	本件個人情報4
○○交番サービス日誌 (本件公文書5)	「受理区分」欄、「関係者1」欄及び「事案概要」欄	1号	本件個人情報5
	勤務員の氏名	6号	